

山梨県公報

第二千二百六十一号

平成二十四年

九月十三日

木曜日

目次

告示

食品の原産地に関する情報提供基準	五二三
家畜伝染病の発生	五二四
家畜等の移動を禁止する区域の指定	五二四
家畜等の移動を禁止する区域の指定の解除(二件)	五二五
急傾斜地崩壊危険区域の指定	五二五
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五一五
指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知(二件)	五一五

告示

山梨県告示第三百二十二号

食品の原産地に関する情報提供基準を次のように定める。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内 正 明

(趣旨)

第一条 この基準は、山梨県食の安全・安心推進条例(平成二十四年山梨県条例第十五号)(第二十一条第一項の規定に基づき、事業者が行う畜産物の原産地及び加工食品の原材料の原産地に関する情報の提供に必要事項を定めるものとする。

(畜産物の原産地に関する情報)

第二条 国内で生産された畜産物(生鮮食品品質表示基準(平成十二年農林水産省告示第五百十四号)第二条の生鮮食品であつて、生鮮食品品質表示基準別表に規定する畜産物をいう。)の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の各号のいずれかに掲げる事項とする。

- 一 主たる飼養地が属する都道府県の名

二 主たる飼養地が属する市町村の名称

三 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
(加工食品の原材料の原産地に関する情報)

第三条 加工食品の原材料の原産地に関し、事業者が消費者に提供すべき情報は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、当該下欄に掲げる事項のいずれかとする。

原材料の区分	提供すべき情報
国内で生産された農産物	イ 都道府県名 ロ 市町村名(加工食品品質表示基準(平成十二年農林水産省告示第五百十三号)において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。) ハ 一般に知られている地名
国内で生産された畜産物	イ 主たる飼養地が属する都道府県の名 ロ 主たる飼養地が属する地域の名称で一般に知られているもの
国内で生産された水産物	イ 生産(採取及び採捕を含む。)した水域の名称 ロ 水揚げした港の名称 ハ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する都道府県の名 ニ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する市町村の名称(加工食品品質表示基準において原産地を表示すべきこととされている原材料を除く。) ホ 水揚げした港又は主たる養殖場が属する地域の名称で一般に知られているもの
削りぶしの原材料として使用される国内で加工されたかつおのふし	イ 都道府県名 ロ 市町村名 ハ 一般に知られている地名

2 前項に規定する原材料とは、加工食品品質表示基準、削りぶし品質表示基準(平成十二年農林水産省告示第六百五十九号)、農産物漬物品質表示基準(平成十二年農林水産省告示第七百四十七号)、うなぎ加工品品質表示基準(平成十三年農林水産省告示第五百八十九号)又は野菜冷凍食品品質表示基準(平成十四年農林水産省告示

第一千三百五十八号) (次条第一号において「加工食品品質表示基準等」という。) において原産地を表示すべきこととされている原材料をいう。

(情報提供の方法)

第四条 前二条に規定する情報の提供は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行うものとする。

- 一 生鮮食品品質表示基準又は加工食品品質表示基準等で定める表示の方法
- 二 商品ごとに直接に、ラベル等を貼り付け、又は記載する方法
- 三 商品の陳列棚等に、ラベル等を貼り付け、又はカードを差し込む方法
- 四 陳列された商品の近くにカード等を下げ、又は置く方法
- 五 店舗内において消費者に見やすいように一括して掲示する方法
- 六 インターネットを利用してする方法
- 七 消費者からの問合せに個別に応じる方法
- 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する方法

(情報提供の特例)

第五条 事業者は、食品の生産、製造、加工又は流通の状況、食品の原材料の性質等に照らし第二条又は第三条第一項に規定する情報を消費者に提供することが困難であると認められる特別の事情があるときは、この基準によらないことができる。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県告示第三百二十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生群数	発生場所	発生年月日
腐蛆病	みつばち	患畜	九群	北杜市 白州町	平成二十四年八月二十八日
腐蛆病	みつばち	患畜	二群	北杜市	平成二十四年八月二十九日

山梨県告示第三百二十三号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内正明

一 指定区域

北杜市白州町上教来石(外平、木ノ子沢、内久弥、明神前、寺平、山路、山路下平、海道西、宮ノ前、山ノ神前、坊ヶ前、赤ヶ原、曲り田、海道東、前田、久保尻、荳原、堰口、東明神前、坂下、上河原、松尾、景勝山、観音尾、中尾、末尾、除山、戸屋山の地域に限る。)、北杜市白州町下教来石(板橋、宮ノ後、竹花、道明、登り道、北原、加久保、加久保平、矢ノ下、ミノゾウ、後林、上町、中町、屋敷裏、金ノ手、下村、東河原、五枚田、下木戸、ママ下、清水田、釜子田、福河、釜子田頭、端場、上加久保、ザクゾ沢、樋口、若見所、本沢、イツ沢の地域に限る。)、北杜市白州町鳥原(大北、大久保、川平、浦門、東原、上小用、焼時、菖蒲沢、南沢、日向、雨堤道上、雨堤道下、荒田、新田原、内屋敷、千ヶ松、柏木、村の内、興石、苗林、向林、堰口、株林、横吹、宮田房、陳場、城山、万燈火山、小川、北原、丸山の地域に限る。)、北杜市小淵沢町(松木坂、上宮原、下宮原、石上り、上久保、下久保、加室、東久保、西沢、船久保、殿平、中の坪、西天神、上大久保、上深沢、上八里田、本田、西屋敷、大久保、前窪、西村、下西窪、西加室坂、道向、松木平、上加倉、中加倉、鯛沢、下深沢、中尾、河倉の地域に限る。)、北杜市小淵沢町上笹尾(西小林、大井出、山毛ノ窪、西原、中深沢の地域に限る。)、北杜市小淵沢町下笹尾(田頭、加倉、滝の脇、天狗岩、元栗、宇津保木、蟹沢、耕地久保、上河原の地域に限る。)

二 指定家畜の種類

指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 平成二十四年八月二十九日から当分の間

四 その他必要な事項

指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動をしてはならない。

長坂町 一日

山梨県告示第三百二十四号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）
 第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する
 区域の指定（平成二十四年告示第二百八十七号）は、解除する。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十五号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）
 第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するためみつばち等の移動を禁止する
 区域の指定（平成二十四年告示第二百九十二号）は、解除する。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第三百二十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
 条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、
 山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて
 縦覧に供する。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内 正明

仲町の1	急傾斜地崩 壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一から一四号までの標 柱を順次結んだ線、及び一号と十四号の標柱を結んだ線に囲まれた区 域。	標柱番号	郡	市	町	村	大字	字	地番	
			七	同	同	同	同	同	同	同	二〇一番四
			六	同	同	同	同	同	同	同	一四三番二
			五	同	同	同	同	同	同	同	同
			四	同	同	同	同	同	同	同	一三三番
			三	同	同	同	同	同	同	同	一三二番五
			二	同	同	同	同	同	同	同	一三二番一
一	同	同	同	同	同	同	同	同	一四四番一		

八	同	同	同	同	同	一一九番
九	同	同	同	同	同	同
十	同	同	同	同	同	同
十一	同	同	同	同	同	同
十二	同	同	同	同	同	同
十三	同	同	同	同	同	一一四番一
十四	同	同	同	同	同	一四五番一

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次の
 とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報
 センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年八月二十九日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
 びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人エスペランス
 - 2 代表者の氏名 澤登 洋文
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市吉田八百八十六番地一
 - 4 定款に記載された目的
 この法人は、不登校生徒、中途退学者等の青少年に対して、教育相談、学習指導
 に関する事業を行い、地域の教育、福祉の増進を図り、広く公益に資することを目
 的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十四年九月六日から同年十一月五日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第二十
 条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、
 通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市大曾根字橋古沢二九九から三〇二まで	黒部茂一
上野原市大曾根字橋古沢三一〇の内一	佐々木小市郎
上野原市桑久保字高間沢一三三三の一	東條宗憲
上野原市大倉字一ノ沢一六六五乙	安藤正夫
上野原市大倉字一ノ沢一六七二	細田平左エ門
上野原市西原字夏地三〇七九の一	船木周作
上野原市西原字糠小屋七二一七の二二(次の図に示す部分に限る。)、七二一七の一	荒井賢太郎
上野原市桐原字新屋三八二九	鷹取作太郎
上野原市桐原字下樁六五二三の三(次の図に示す部分に限る。)、六四八〇の一	鷹取榮
上野原市桐原字大原七六〇七	本光寺
上野原市桐原字照合九〇六四、九〇六五	鷹取貞伴
上野原市桐原字日武連一一五九七、一一五九九、一一五九九内一	岡田隆志

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
- (-) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示
平成二十四年八月二十日山梨県告示第三百二号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十四年九月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市桑久保字上和見沢一五〇の一(次の図に示す部分に限る。)	牧野八十
上野原市西原字腰掛六一一の九	長田木夫
上野原市桐原字金山一一四一八	威王院

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法
- (-) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。

上野原市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。()

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示

平成二十四年八月二十日山梨県告示第三百三三号

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番